	未満の数に 25 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 50 万円以上 100 万円未満の数に 75 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 100 万円以上 200 万円未満の数に 150 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 200 万円以上 300 万円未満の数に 250 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 300 万円以上 500 万円未満の数に 400 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 500 万円以上 700 万円未満の数に 600 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 700 万円以上 1,000 万円未満の数に 850 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,000 万円以上 1,500 万円未満の数に 1,250 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,500 万円以上 2,000 万円未満の数に 1,750 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 2,000 万円以上 3,000 万円未満の数に 2,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3,000 万円以上 5,000 万円未満の数に 4,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 5,000 万円以上 1 億円未満の数に 7,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1 億円以上 3 億円未満の数に 20,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3 億円以上 5 億円未満の数に 40,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）、工業統計調査規則によつて公表された平成 24 年から平成 26 年までの各年における製造品出荷額の合算額を 3 で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則により平成 26 年 7 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を国勢調査令によつて調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）））

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.261 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び

	未満の数に 25 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 50 万円以上 100 万円未満の数に 75 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 100 万円以上 200 万円未満の数に 150 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 200 万円以上 300 万円未満の数に 250 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 300 万円以上 500 万円未満の数に 400 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 500 万円以上 700 万円未満の数に 600 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 700 万円以上 1,000 万円未満の数に 850 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,000 万円以上 1,500 万円未満の数に 1,250 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,500 万円以上 2,000 万円未満の数に 1,750 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 2,000 万円以上 3,000 万円未満の数に 2,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3,000 万円以上 5,000 万円未満の数に 4,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 5,000 万円以上 1 億円未満の数に 7,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1 億円以上 3 億円未満の数に 20,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3 億円以上 5 億円未満の数に 40,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）、工業統計調査規則によつて公表された平成 24 年から平成 26 年までの各年における製造品出荷額の合算額を 3 で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則により平成 26 年 7 月 1 日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）））

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.2 × O ＋ 0.1 × P ＋ 0.1 × Q）× α × 0.234 0.2 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.2 × O、0.1 × P 及び